

市民公益活動資金支援検討会議運営要領（案）

- (1) 会議は委員の合意により協議を行う。
- (2) 協議するための資料は事務局（市民協働推進課）が提供する。
- (3) 委員は、必要に応じ事務局に資料提供（説明者の招致を含む）を求め、または自ら資料を提供することができる。
- (4) 座長は会議の進行及び意見の調整を行うものとし、委員の互選により定める。
なお、座長が不在の時は座長が指定する委員がその職務を代理する。
- (5) 会議は公開とし、会議の記録（議事概要）をまとめ公開する。ただし、熊本市情報公開条例第 7 条に掲げる情報に該当する情報について協議を行うとき又は委員の発議により出席委員の 3 分の 2 以上の多数で公開が不適当と議決されたときは、これを公開しないことができる。
- (6) その他の会議の運営は、随時、委員で協議して定める。